

○武蔵野美術大学体育施設の利用について

1 開館期間

体育館およびグラウンド・コート等の体育施設は、次の場合を除いては、全期間開館することを原則とする。

- (1) 年末年始の休業期間
- (2) 大学の行事等により体育施設を使用する場合
- (3) 補修、清掃その他で長時間にわたり体育施設の整備をする場合

2 開館時間

平日 午前9時から午後8時

休業日 午前9時から午後5時

受付時間 午前9時から午後5時まで(ただし、日曜・祭日は行わない。)

3 体育施設利用手続

- (1) 平日の時間内(午前9時～午後4時10分)に体育施設を利用する場合は正課体育授業およびその他の授業に支障を来たさない限りにおいて利用できる。学生生活チームに申しでること。
- (2) 放課後(午後4時10分～午後8時)個人または団体で利用する場合は「グラウンド等体育施設使用許可願」を使用日の3日前までに学生生活チームに提出して許可を受けること。
- (3) 休業日に個人または団体で利用する場合は「グラウンド等体育施設使用許可願」を使用日の3日前までに学生生活チームに提出して許可を受けること。

4 対外試合等による施設利用

サークル活動等において学外者との対外試合等を行なう場合は以下の基準でこれを認める。

- (1) 利用日の3日前までに許可を受けること。
- (2) 平日はできるだけ避けること。
- (3) 本学の構成員が参加していること。
- (4) 使用責任者は、特に学外者に対しては規律を守らせ、秩序・風紀の維持、諸施設の保全に協力すること。
- (5) 利用後は、利用者において後始末、清掃を行うこと。
- (6) 時間を厳守すること。

5 体育・スポーツ用具の貸与

体育・スポーツ用具は利用者負担を原則とするが体育館保有の範囲内で用具を貸与する。

- (1) 貸し出し時間は、平日については午後5時までの間に、また、日曜・祭日については

前日に貸与する。

(2) 用具の貸与期間は、原則として当日限りとする。

6 救急処置

体育・スポーツ活動中に疾病傷害が発生した場合は、以下の処置を行う。

(1) 平日(午後5時まで)の場合

イ 保健室において学校医ととりかわした処置基準の範囲内で、救急処置を行う。

ロ 専門医による診察、治療が必要な場合は、指定医療機関その他の病院に紹介する。

(2) 放課後(午後5時以降)および休業日の場合は、それぞれの団体の責任において処置すること。

なお、体育研究室(受付カウンター)に応急処置のための救急箱を常備する。

7 体育施設利用心得

(1) 体育施設は体育授業およびその他の授業に支障を来たさない限りにおいて学生・教職員のスポーツ活動の利用に供する。

(2) 利用時間を厳守すること。

(3) アリーナは体育館専用シューズを着用するかもしくは裸足とし、土足は厳禁する。

(4) 館内では清潔・整頓を保ち、使用後は使用者において後始末、清掃を行なうこと。

(5) 館内では所定の場所以外での喫煙を禁ずる。その他火気については充分注意すること。

(6) 館内に備えつけの用具・備品等を館外に無断で持出してはならない。

(7) 私物、貴重品等の取扱いは利用者が全責任を負う。正課体育授業にあつては、担当教員に預けること。

(8) その他、体育施設利用上の注意事項を遵守のこと。

8 施行年月日

(1) 昭和47年4月1日

(2) 昭和54年4月1日

(3) 平成27年4月1日